

特別支援教育の国や都の動向

年	国	東京都
2004年		<ul style="list-style-type: none"> 東京都特別支援教育推進計画 第一次実施計画の策定
2005年	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申） 	
2007年	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法改正 特別支援教育の推進について（通知） 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都特別支援教育推進計画 第二次実施計画の策定
2010年		<ul style="list-style-type: none"> 東京都特別支援教育推進計画 第三次実施計画の策定
2011年	<ul style="list-style-type: none"> 障害者基本法の一部改正 	
2012年	<ul style="list-style-type: none"> 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告） 	
2014年	<ul style="list-style-type: none"> 障害者権利条約批准 	
2016年	<ul style="list-style-type: none"> 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行 発達障害者支援法の一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都発達障害教育推進計画の策定
2017年		<ul style="list-style-type: none"> 東京都特別支援教育推進計画（第二期）第一次実施計画の策定
2019年		<ul style="list-style-type: none"> 東京都教育ビジョン（第四次）の策定
2022年	<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケア児支援法施行 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都特別支援教育推進計画（第二期）第二次実施計画の策定

（１）国の特別支援教育

① 障害者基本法の改正・障害者差別解消法

国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

（「障害者基本法第16条」より）

- 「障害者の権利に関する条約」が、2004年に国連総会で採択され、2014年に条約を締結しました。条約締結に向けて、2011年に障害者基本法の改正、2013年に障害者差別解消法が制定されました。2016年に施行された障害者差別解消法では、全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいや理由とする差別の解消を推進するとされました。

② 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

(「特別支援教育の推進について(通知)(平成19年 文部科学省)より)

- 2007年の学校教育法の改正により、従来の「特殊教育」から「特別支援教育」への転換が図られました。この法律改正により、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が在籍する全ての学校において特別支援教育を推進することになりました。

③ 共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築

- 2012年には、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進(中央教育審議会初等中等教育分科会)」において、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のためには特別支援教育を着実に進めていくことが必要であるとされています。

そして、障がいのある子どもが十分な教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備の推進、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、柔軟で連続性のある多様な学びの場を用意しておく等について提言をしています。

④ 発達障害者支援法の一部改正

- 2016年には、発達障害者支援法が改正され、切れ目なく発達障がい者の支援を行うことが特に重要であり、教育に関しては、国及び地方共生団体は「可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮」すること等が新たに規定されました。

(2) 東京都の特別支援教育

① 「東京都特別支援教育推進計画」の策定

- 東京都教育委員会では、2004年に特別支援教育推進の基本的な方向を示す「東京都特別支援教育推進計画」を策定しています。第一次～第三次の実施計画に基づき取り組みを実施しています。各実施計画では、特別支援学校の再編整備、個に応じた指導と支援の充実、発達障害教育の推進、特別支援教育の支援体制の整備など、特別支援学校のみならず、都内公立小学校、中学校及び義務教育学校並びに都立高校及び都立中等教育学校を含めたすべての学校において特別支援教育を推進するための取組が示されました。

② 「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」の策定

特別支援教育推進計画（第二期）2017年～2027年		
第一次実施計画 2017年～2021年	第二次実施計画 2022年～2024年	第三次実施計画 2025年～2027年

- 第二期推進計画は、知的障害特別支援学校の施設整備、特別支援学校のセンター的機能の充実や障害者を取り巻く状況等に適切に対応した特別支援教育を推進するため、2017年度から2027年度までを計画期間とした東京都特別支援教育推進計画（第二期）を策定し推進しています。

この計画は、「共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成」することを基本理念とし、下記の4つの方向性が示されています。

- <方向性Ⅰ> 特別支援学校における特別支援教育の充実
- <方向性Ⅱ> 小学校、中学校及び都立学校等における特別支援教育の充実
- <方向性Ⅲ> 変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進
- <方向性Ⅳ> 特別支援教育を推進する体制の整備・充実

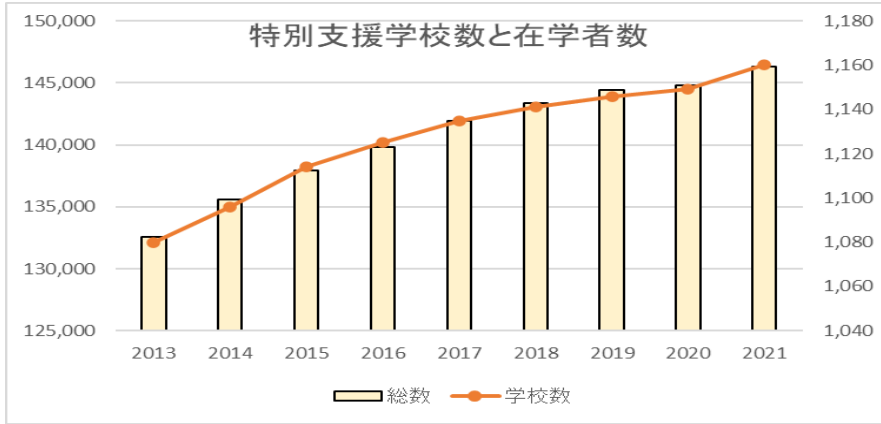
③ 「東京都発達障害教育推進計画」

- 都教育委員会では、近年の発達障害教育を取り巻く状況の変化や、通常の学級における発達障害の可能性があると考えられる幼児・児童・生徒の在籍率等の実態を踏まえ、全ての公立学校における発達障害教育の充実を図っていく必要があることから、2016年に東京都発達障害教育推進計画を策定し、2016年度から2020年度までの5年間を計画期間として、具体的な施策を展開しています。

(3) 全国の在籍者数等の現状

○特別支援学校

特別支援学校は、2013年から2021年にかけて80校増えています。児童生徒数も増加しています。

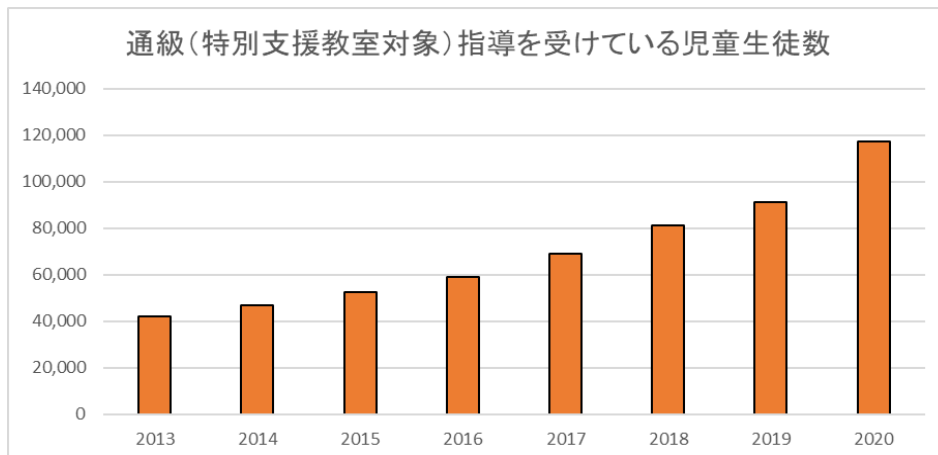
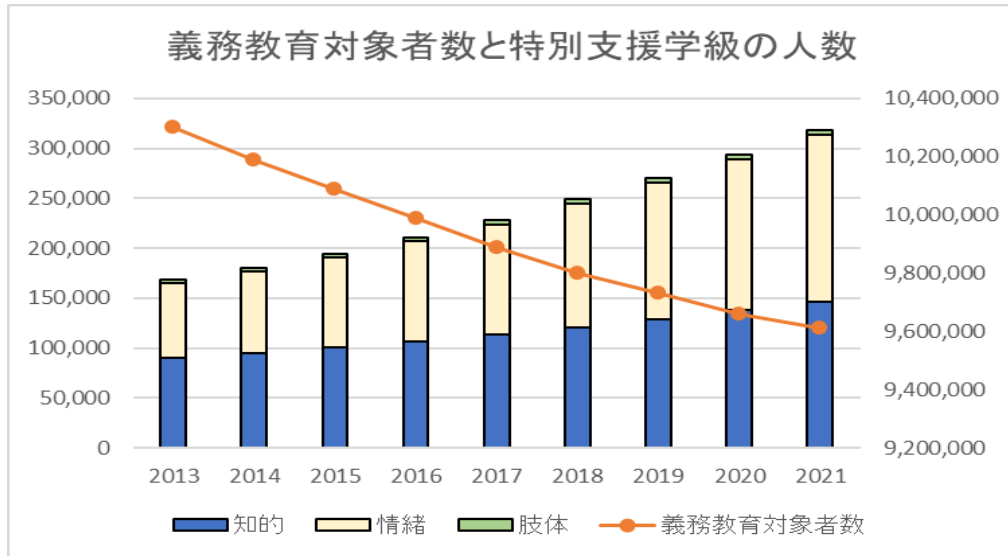


出典：特別支援教育資料（文部科学省）

○特別支援学級・通級指導学級

義務教育対象者数（小中学校児童生徒数）は、減少しています。一方で特別支援学級の児童生徒数は、2013年から2021年にかけて1.9倍増加しています。

通級指導学級のうち、特別支援教室対象者（情緒障害、自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害）の児童生徒数は、2.8倍に増加しています。



町田市の現状

1 町田市の特別支援学級の人数

(1) 特別支援学級・通級指導学級等の人数と設置校

《小学校》

(2023年4月7日現在)

区 分	学校数	人数	学 校 名		
知的障がい学級 (固定級)	20	394	町田第一小学校 南大谷小学校 南第二小学校 鶴川第二小学校 忠生小学校 七国山小学校 小山中央小学校	町田第二小学校 藤の台小学校 南第四小学校 鶴川第四小学校 小山田南小学校 小山小学校 相原小学校	町田第五小学校 本町田小学校 南つくし野小学校 金井小学校 木曾境川小学校 小山ヶ丘小学校
自閉症・情緒障がい学級 (固定級)	6	120	町田第一小学校 鶴川第四小学校	本町田小学校 忠生小学校	南第四小学校 小山中央小学校
肢体不自由学級 (固定級)	1	12	町田第六小学校		
弱視学級(通級)	1	8	本町田東小学校		
難聴学級(通級)	2	12	本町田東小学校	山崎小学校	
言語障がい学級 (通級)	2	69	本町田東小学校	成瀬中央小学校	
サポートルーム (特別支援教室)	42	1279	拠点校18校		

《中学校》

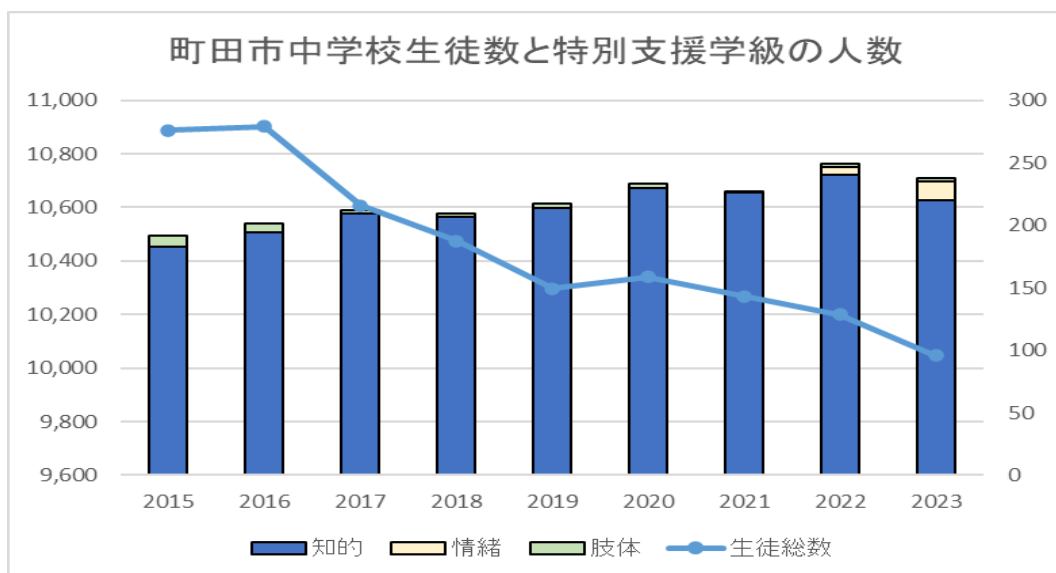
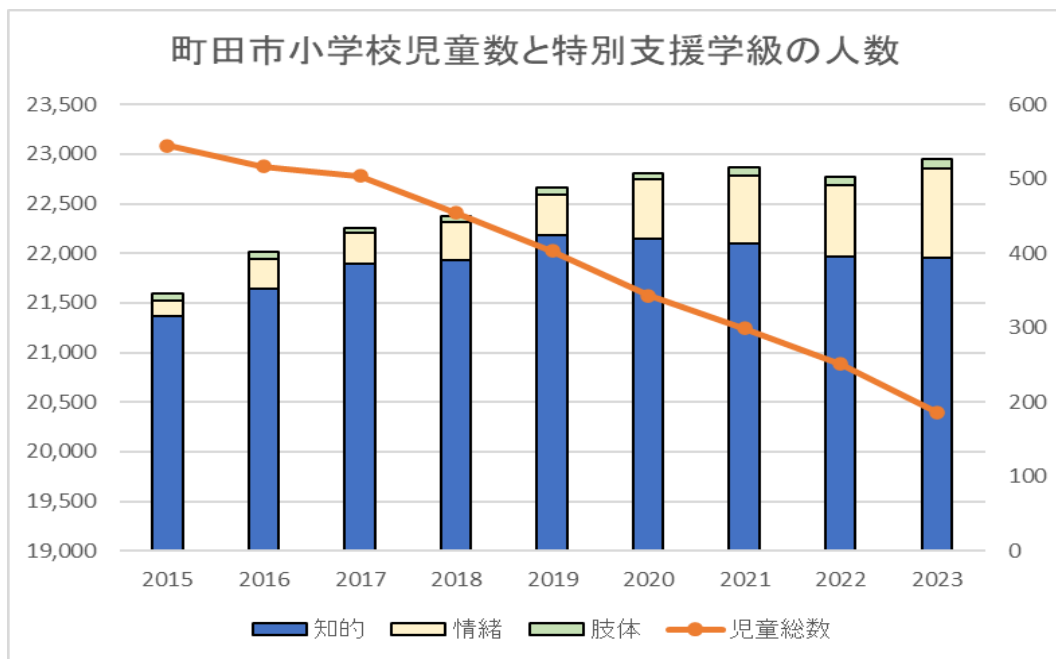
(2023年4月7日現在)

区 分	学校数	人数	学 校 名		
知的障がい学級 (固定級)	10	221	町田第一中学校 つくし野中学校 薬師中学校 堺中学校	南大谷中学校 成瀬台中学校 忠生中学校	南中学校 鶴川中学校 山崎中学校
自閉症・情緒障がい学級 (固定級)	1	15	町田第三中学校		
肢体不自由学級 (固定級)	1	3	町田第一中学校		
難聴学級(通級)	1	8	町田第二中学校		
サポートルーム (特別支援教室)	20	367	拠点校5校		

(2) 特別支援学級の人数の推移

町田市の児童・生徒の総数 → 減少
 特別支援学級の児童・生徒数 → 増加

- 町田市の全体の児童・生徒数が減少している一方で、特別支援学級の児童・生徒数は小学校・中学校が共に増加傾向にあります。



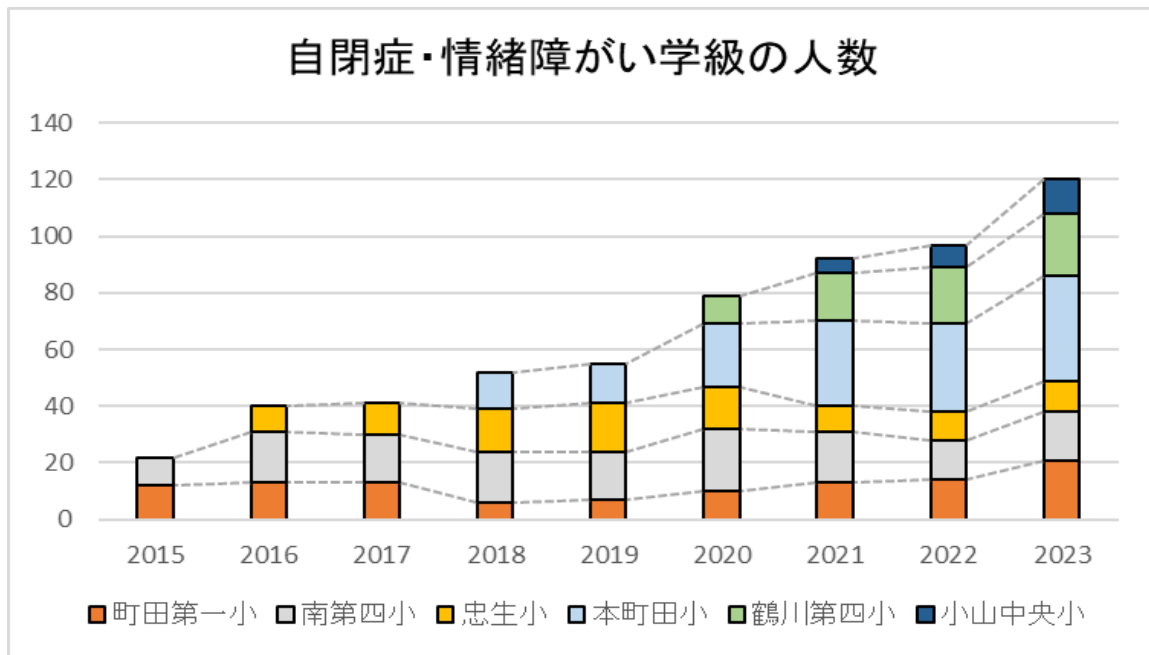
(3) 小学校自閉症・情緒障がい特別支援学級の人数の推移

小学校 自閉症・情緒障がい特別支援学級 設置校数



- 自閉症・情緒障がい特別支援学級は、既存の2校に追加して、2016年に忠生小学校、2018年に本町田小学校に開設しました。また、2020年に鶴川第四小学校、2021年に小山中央小学校に開設し、町田市の各地域に自閉症・情緒障がい特別支援学級を設置しました。

これにより、学級が設置する毎に在籍児童の人数が増加し、2023年現在では2015年の約6倍の120人が在籍しています。



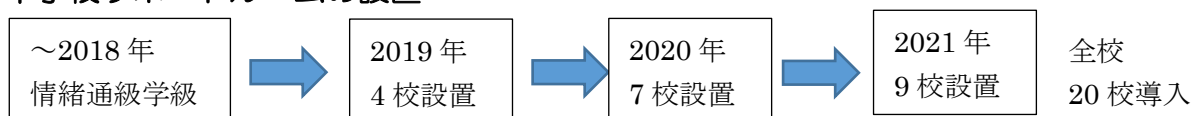
(4) サポートルーム（特別支援教室）の人数の推移

小学校サポートルームの設置

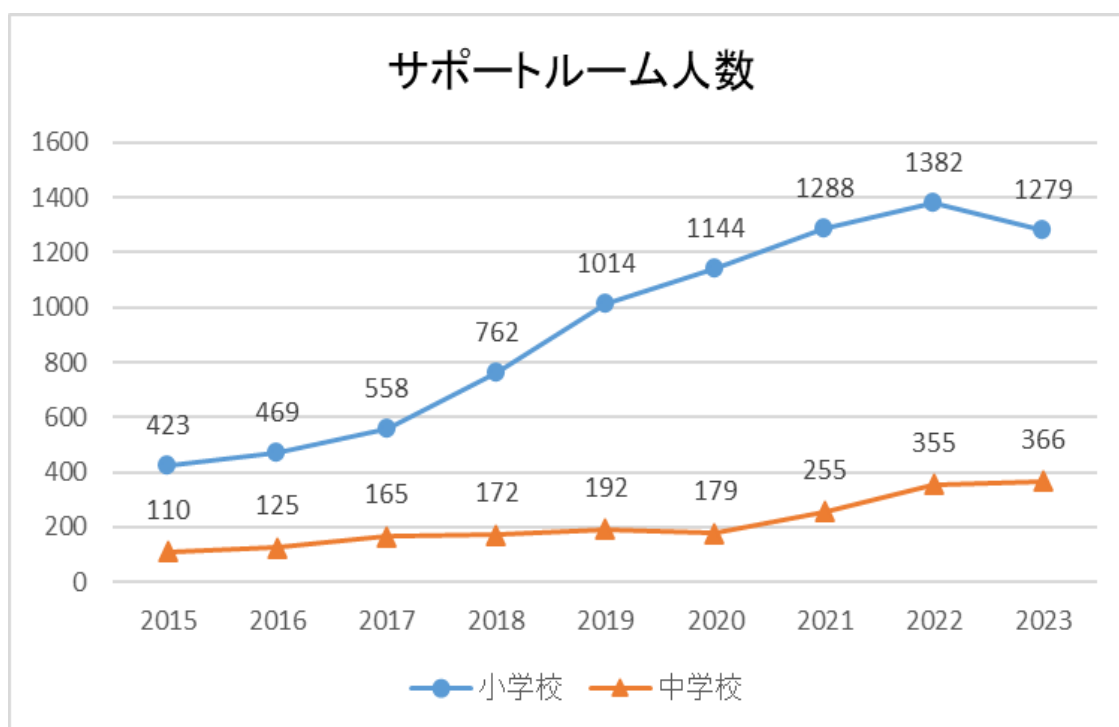


- サポートルームは小学校に2016年度に設置を開始し、順次整備を進め、2018年度に全校（42校）に設置をしました。
これにより、サポートルームの利用者数が大幅に増加し、2023年現在では2015年の約3倍の1279人が利用しています。

中学校サポートルームの設置



- サポートルームは中学校に2019年度に設置を開始し、順次整備を進め、2021年度に全校（20校）に設置をしました。
これにより、サポートルームの利用者数は、2023年現在では2016年の約3.3倍の367人が利用しています。

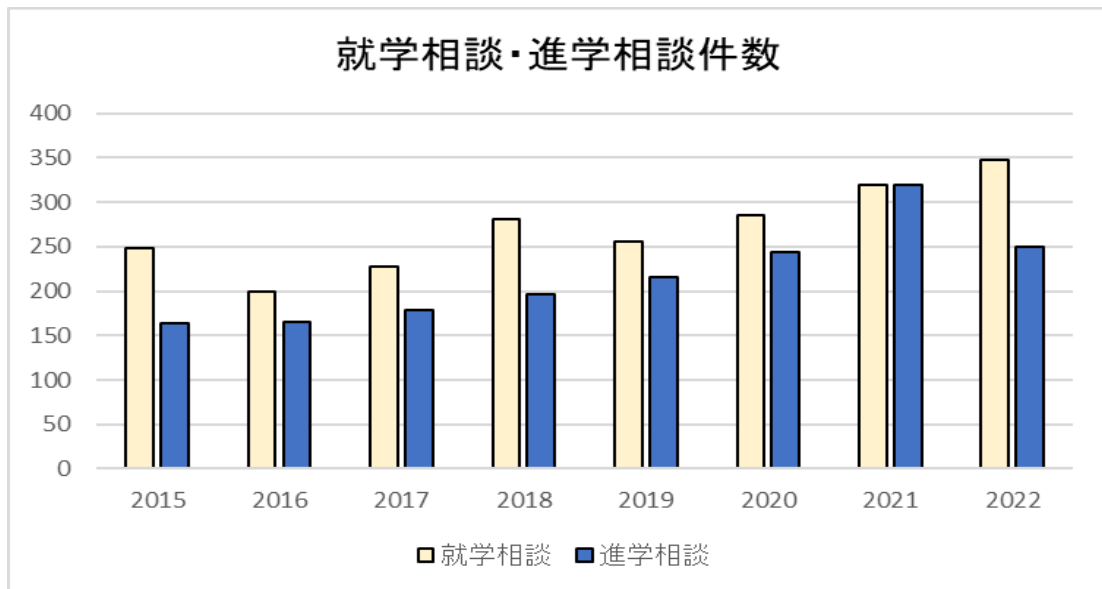


※サポートルーム導入以前の情緒通級指導学級人数を含む

(5) 就学相談・進学相談の件数

- ・サポートルームや特別支援学級の入級者数の増加とともに、就学相談・進学相談の申込件数も増加傾向です。

就学相談は、2022年では2015年の約1.4倍の347人、進学相談は、2022年では2015年の約1.5倍の250人となっています。



2 町田の教育についてのアンケート（教員向け）から

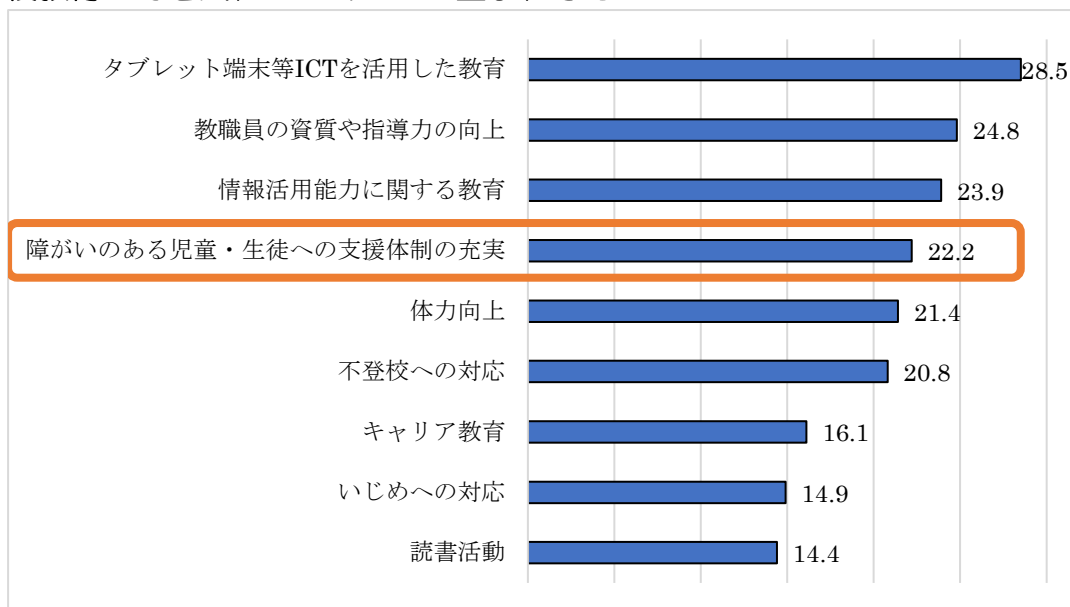
「町田の教育についてのアンケート調査」2022年7月実施

調査対象 町田市立小中学校に勤める教員

調査目的 町田市教育プランを策定するための基礎資料としての現状及びニーズ調査

(1) 学校教育で力を入れていくことが望まれるもの

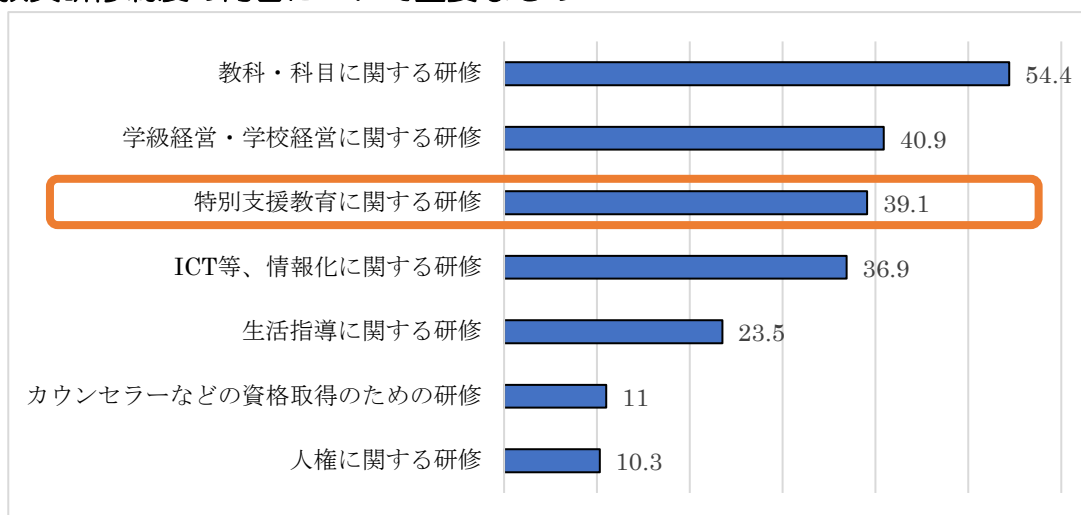
n=983 値：%



「障がいのある児童・生徒への支援体制の充実」の回答は、保護者からは16位で6.7%に対し、教員からは4位で22.2%となっています

(2) 教員研修制度の内容について重要なもの

n=983 値：%



教員研修として重要なものとして「特別支援教育に関する研修」は、3位の39.1%となっています。

教員は、障がいのある児童・生徒への支援体制の充実とともに、研修が重要であると感じています。